９）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

10）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、（「特例監理技術者」という）の配置は認めない。

11）本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）と直轄発注工事を同列に扱う試行工事である。

12）本工事は、「情報共有システムを活用した工事関係図書等の効率化、電子納品等」（通称「ＡＳＰ」等）の適用を行う対象工事である。

13）本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

14）本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

15）本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の試行を行う対象工事である。

16）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

17）本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価を行う対象工事である。

２　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までに掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年６月28日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和４－６年度　徳島法務総合庁舎電気設備工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「電気設備工事」に認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「電気設備工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成19年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成19年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成19年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が平成19年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成19年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

同種工事１とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からウ）の要件を満たす新築又は増築（増築の場合は既存部分を除く。）の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。なお、ア）からウ）は同一工事かつ１棟の建物であること。

ア）建物用途：庁舎・事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物規模：地上８階建以上で延べ面積10,000㎡以上

ウ）工事種目：電灯設備又は受変電設備を含む

同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からウ）の要件を満たす新築又は増築（増築の場合は既存部分を除く。）の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。なお、ア）からウ）は同一工事かつ１棟の建物であること。

ア）建物用途：庁舎・事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物規模：地上３階建以上で延べ面積3,000㎡以上

ウ）工事種目：電灯設備又は受変電設備を含む

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まないことが出来る。

準備期間を含まない専任期間としては、令和５年１月上旬から令和６年６月下旬までを予定している。

１）１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成19年度以降に元請けの技術者として、下記の条件を満足する同種工事３の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、競争参加申請者が経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成19年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事３の経験を有していること。

同種工事３とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からウ）の要件を満たす新築又は増築（増築の場合は既存部分を除く。）の電気設備工事とする。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。なお、ア）からウ）は同一工事かつ１棟の建物であること。

ア）建物用途：庁舎・事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く。）の合計面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物規模：地上４階建以上で延べ面積5,000㎡以上

ウ）工事種目：電灯設備又は受変電設備を含む

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事及び工事成績相互利用対象工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。